（別紙②－１）

常勤講師（期限付講師）の勤務条件等の概要

令和8年10月1日現在

<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th colspan="3">内　　容　　等</th></tr>
<tr><td rowspan="4">給与</td><td>初任給等</td><td colspan="3">給与の支給日…原則として毎月16日（4月分は25日）に支給されます。
<table>
<tr><th></th><th></th><th>給料月額</th><th>教職調整額</th><th>給料の調整額</th><th>教員特別手当</th><th>合計</th></tr>
<tr><td rowspan="3">小・中学校講師</td><td rowspan="2">初任給</td><td>大学卒</td><td>259,600 円</td><td>15,576 円</td><td rowspan="3">※2</td><td>1,800 円</td><td>276,976 円</td></tr>
<tr><td>短大卒</td><td>240,900 円</td><td>14,454 円</td><td>1,500 円</td><td>256,854 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">加算後の最高額 ※1</td><td>323,900 円</td><td>19,434 円</td><td>3,300 円</td><td>346,634 円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">高等学校講師</td><td rowspan="2">初任給</td><td>大学卒</td><td>259,600 円</td><td>15,576 円</td><td rowspan="3"></td><td>1,800 円</td><td>276,976 円</td></tr>
<tr><td>短大卒</td><td>240,800 円</td><td>14,448 円</td><td>1,500 円</td><td>256,748 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">加算後の最高額 ※1</td><td>347,700 円</td><td>20,862 円</td><td>3,500 円</td><td>372,062 円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">特別支援学校講師</td><td rowspan="2">初任給</td><td>大学卒</td><td>259,600 円</td><td>15,576 円</td><td>9,600 円</td><td>1,800 円</td><td>286,576 円</td></tr>
<tr><td>短大卒</td><td>240,800 円</td><td>14,448 円</td><td>9,600 円</td><td>1,500 円</td><td>266,348 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">加算後の最高額 ※1</td><td>347,700 円</td><td>20,862 円</td><td>9,600 円</td><td>3,500 円</td><td>381,662 円</td></tr>
</table>
※1　給料月額等は、任用前の職歴により加算される場合があります。
令和9年4月1日以降は昭和40年4月2日から昭和42年4月1日までに生まれた臨時教員は、経歴を基に決定した給料号給による給料表上の金額の7割となります。
昭和38年4月2日から昭和40年4月1日までに生まれた教員の給料月額のそれぞれの合計は小・中学校講師255,434円、高等学校講師265,292円、特別支援学校講師272,692円になります。
昭和38年4月1日以前に生まれた教員の給料月額のそれぞれ の合計は小・中学校講師255,434円、高等学校講師265,292円、特別支援学校講師274,292円になります。
※2　小・中学校講師で、特別支援学級の担任の場合は、給料の調整額が支給されます。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">諸手当</td><td>通勤手当</td><td colspan="2">交通機関（電車・バス等）利用の場合　上限 150,000円
交通用具（自動車・バイク等）利用の場合　上限 66,400円（※高速道路利用・駐車場利用の加算あり）</td></tr>
<tr><td>扶養手当</td><td colspan="2">父母等/6,500円　子/13,000円</td></tr>
<tr><td>住居手当</td><td colspan="2">家賃が月額23,000円以下の場合　家賃額 - 12,000円
家賃が月額23,000円を超える場合　（家賃額 - 23,000円）×1／2＋11,000円
（100円未満切捨）（上限27, 000円）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="2">期末・勤勉手当（1年間任用の場合は年2回）など
◇ 62歳超臨時教員に支給されない手当
扶養手当</td></tr>
<tr><td>退職手当</td><td colspan="3">6か月以上（※1）継続勤務した場合に、勤続年数に応じた支給率で支給されます。
※1　他自治体の勤務期間が通算される場合があります。
※2　正職員の定年として定められた年齢に達した日後における最初の4月1日以降に任用された臨時教員は支給されません。</td></tr>
<tr><td>休暇</td><td>休暇</td><td colspan="3">年次有給休暇（1年間任用の場合は20日）
病気休暇、夏期特別休暇 など</td></tr>
<tr><td rowspan="2">社会保険等</td><td>雇用保険</td><td colspan="3">適用となります。

一定期間内に複数回連続して同一「事業所」（下の※参照）に入離職を繰り返したことについてのハローワークからの照会に対して、再雇用予約がなかった旨を回答して失業給付を受給した後、再度、当該照会に係る「事業所」に再就職したときには、失業給付の返還等をしなければならない場合がありますのでご留意ください。

※　臨時教員の採用に係る「事業所」とは、以下のとおりです。
小学校及び中学校：全ての公立小学校及び公立中学校が一つの事業所として扱われます。
高等学校・特別支援学校：それぞれの学校がそれぞれ一つの事業所として扱われます。</td></tr>
<tr><td>医療保険・厚生年金</td><td colspan="3">医療保険：公立学校共済組合の健康保険が適用されます。（◎）
厚生年金：日本年金機構の第1号厚生年金が適用されます。（◎）

◎・・・ 2か月以内の期間を定めて雇用される者であって当該期間を超えて雇用されることが見込まれない者は、健康保険、厚生年金の適用はありません。</td></tr>
</table>

（注）表中の「62歳超臨時教員」は、62歳に達した日後の最初の4月1日以降に任用された臨時教員のことをいいます。

（別紙②－２）

会計年度任用職員（時間講師）の勤務条件等の概要

令和8年10月1日現在

<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th colspan="3"></th></tr>
<tr><td rowspan="4">給与</td><td>給料</td><td colspan="3">給与の支給日…原則として毎月末日に支給されます。
<table><tr><th colspan="2"></th><th>時間額</th></tr><tr><td>小・中学校講師</td><td>すべて</td><td>2,840円</td></tr><tr><td rowspan="2">高等学校講師</td><td>経験年数5年未満</td><td>3,210円</td></tr><tr><td>経験年数5年以上</td><td>3,670円</td></tr><tr><td rowspan="2">特別支援学校講師</td><td>経験年数5年未満</td><td>3,210円</td></tr><tr><td>経験年数5年以上</td><td>3,670円</td></tr></table>1時間（授業1コマと移動時間を含む。）に対して上記の時間額が支給されます。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">諸手当</td><td>通勤手当（相当）</td><td>交通機関（電車・バス等）利用の場合　上限 150,000円
交通用具（自動車・バイク等）利用の場合　上限 66,400円
（高速道路利用・駐車場利用の加算あり）</td></tr>
<tr><td>期末・勤勉手当</td><td>期末・勤勉手当（1年間任用の場合は年2回）　支給月数4.5月（年間合計）
1週間当たりの勤務時間数が15時間30分以上、かつ
6箇月以上の任用が見込まれる場合に支給されます。
また、在籍した期間に応じて支給されます。</td></tr>
<tr><td>退職手当</td><td colspan="2">適用されません。</td></tr>
<tr><td>休暇</td><td>休暇</td><td colspan="2">年次有給休暇（任用期間・勤務時間に応じた日数（時間数）が付与されます。）
病気休暇、夏期特別休暇 など</td></tr>
<tr><td>災害補償</td><td>公務災害
通勤災害</td><td colspan="2">労働者災害補償保険（労災）又は高知県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（条例公災）の適用となります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">社会保険等</td><td>雇用保険</td><td colspan="2">1週間の勤務時間が20時間以上、31日以上の雇用見込みがある場合に適用となります。
一定期間内に複数回連続して同一「事業所」（下の※参照）に入離職を繰り返したことについてのハローワークからの照会に対して、再雇用予約がなかった旨を回答して失業給付を受給した後、再度、当該照会に係る「事業所」に再就職したときには、失業給付の返還等をしなければならない場合がありますのでご留意ください。
※　臨時教員の採用に係る「事業所」とは、以下のとおりです。
小学校及び中学校：全ての公立小学校及び公立中学校が一つの事業所として扱われます。
高等学校・特別支援学校：それぞれの学校がそれぞれ一つの事業所として扱われます。</td></tr>
<tr><td>医療保険
・厚生年金</td><td colspan="2">1週間の勤務時間が20時間以上、給料月額88,000円以上、雇用期間が2ヶ月を超える場合に適用となります。
医療保険：公立学校共済組合の健康保険が適用されます。（◎）
厚生年金：日本年金機構の第1号厚生年金が適用されます。（◎）
◎・・・ 2か月以内の期間を定めて雇用される者であって当該期間を超えて雇用されることが見込まれない者は、医療保険、厚生年金の適用はありません。

1週間の勤務時間が20時間未満の場合、上記の医療保険、厚生年金は適応されません。</td></tr>
</table>

（別紙②－３）

会計年度任用職員（短時間勤務講師）の勤務条件等の概要

令和8年10月1日現在

<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th colspan="3"></th></tr>
<tr><td rowspan="5">給与</td><td rowspan="4">給料</td><td colspan="3">給与の支給日…原則として毎月末日に支給されます。
<table><tr><th colspan="2"></th><th colspan="2">月額</th></tr><tr><td rowspan="2">週31時間</td><td rowspan="2">1日7時間45分×週4日</td><td>基礎額</td><td>209,120円</td></tr><tr><td>加算後の上限額※1</td><td>216,560円</td></tr><tr><td rowspan="2">週23時間15分</td><td rowspan="2">1日7時間45分×週3日</td><td>基礎額</td><td>156,840円</td></tr><tr><td>加算後の上限額※1</td><td>162,420円</td></tr><tr><td rowspan="2">週15時間30分</td><td rowspan="2">1日7時間45分×週2日</td><td>基礎額</td><td>104,560円</td></tr><tr><td>加算後の上限額※1</td><td>108,280円</td></tr></table>※1　給料月額等は、任用前の職歴により加算される場合があります。
週勤務時間数（1日7時間45分×勤務日数）に対して上記の月額が支給されます。
※2　学級担任の場合等、職務内容によって報酬額に加算した額が支給されます。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">諸手当</td><td>通勤手当（相当）</td><td>交通機関（電車・バス等）利用の場合　上限 150,000円
交通用具（自動車・バイク等）利用の場合　上限 66,400円</td></tr>
<tr><td>期末・勤勉手当</td><td>1年間任用の場合は年2回支給、支給月数4.5月（年間合計）
1週間当たりの勤務時間数が15時間30分以上、かつ
6箇月以上の任用が見込まれる場合に支給されます。
また、在籍した期間に応じて支給されます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">※この他、特殊勤務手当、時間外勤務手当が実績に応じて支給されます。</td></tr>
<tr><td>退職手当</td><td colspan="2">適用されません。</td></tr>
<tr><td>休暇</td><td>休暇</td><td colspan="2">年次有給休暇（任用期間・勤務時間に応じた日数（時間数）が付与されます。）
病気休暇、夏期特別休暇 など</td></tr>
<tr><td>災害補償</td><td>公務災害
通勤災害</td><td colspan="2">労働者災害補償保険（労災）又は高知県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（条例公災）の適用となります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">社会保険等</td><td>雇用保険</td><td colspan="2">1週間の勤務時間が20時間以上、31日以上の雇用見込みがある場合に適用となります。
一定期間内に複数回連続して同一「事業所」（下の※参照）に入離職を繰り返したことについてのハローワークからの照会に対して、再雇用予約がなかった旨を回答して失業給付を受給した後、再度、当該照会に係る「事業所」に再就職したときには、失業給付の返還等をしなければならない場合がありますのでご留意ください。
（※　臨時教員の採用に係る「事業所」とは、以下のとおりです。
小学校及び中学校：全ての公立小学校及び公立中学校が一つの事業所として扱われます。
高等学校・特別支援学校：それぞれの学校がそれぞれ一つの事業所として扱われます。）</td></tr>
<tr><td>医療保険
・厚生年金</td><td colspan="2">1週間の勤務時間が20時間以上、給料月額88,000円以上、雇用期間が2ヶ月を超える場合に適用となります。
医療保険：公立学校共済組合の健康保険が適用されます。（◎）
厚生年金：日本年金機構の第1号厚生年金が適用されます。（◎）
◎・・・ 2か月以内の期間を定めて雇用される者であって当該期間を超えて雇用されることが見込まれない者は、医療保険、厚生年金の適用はありません。

1週間の勤務時間が20時間未満の場合、上記の医療保険、厚生年金は適応されません。</td></tr>
</table>